

議案第3号

教育委員会定例会資料
平成27年1月26日
教育部 生涯学習課
課長：蓮井 昭夫 担当：久保田 剛生
外線 62-4565

安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市長

安曇野市条例第 号

安曇野市学校施設使用条例の一部を改正する条例

安曇野市学校施設使用条例（平成17年安曇野市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条中「を使用」を「の施設、設備又は備品（以下「学校施設等」という。）を使用」に改め、同条第2号中「施設又は設備」を「学校施設等」に改める。

第7条を次のように改める。

（損害賠償）

第7条 故意又は過失により学校施設等その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

別表中 「 明北 中学 校 」 を 「 明北 小学 校 」 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。